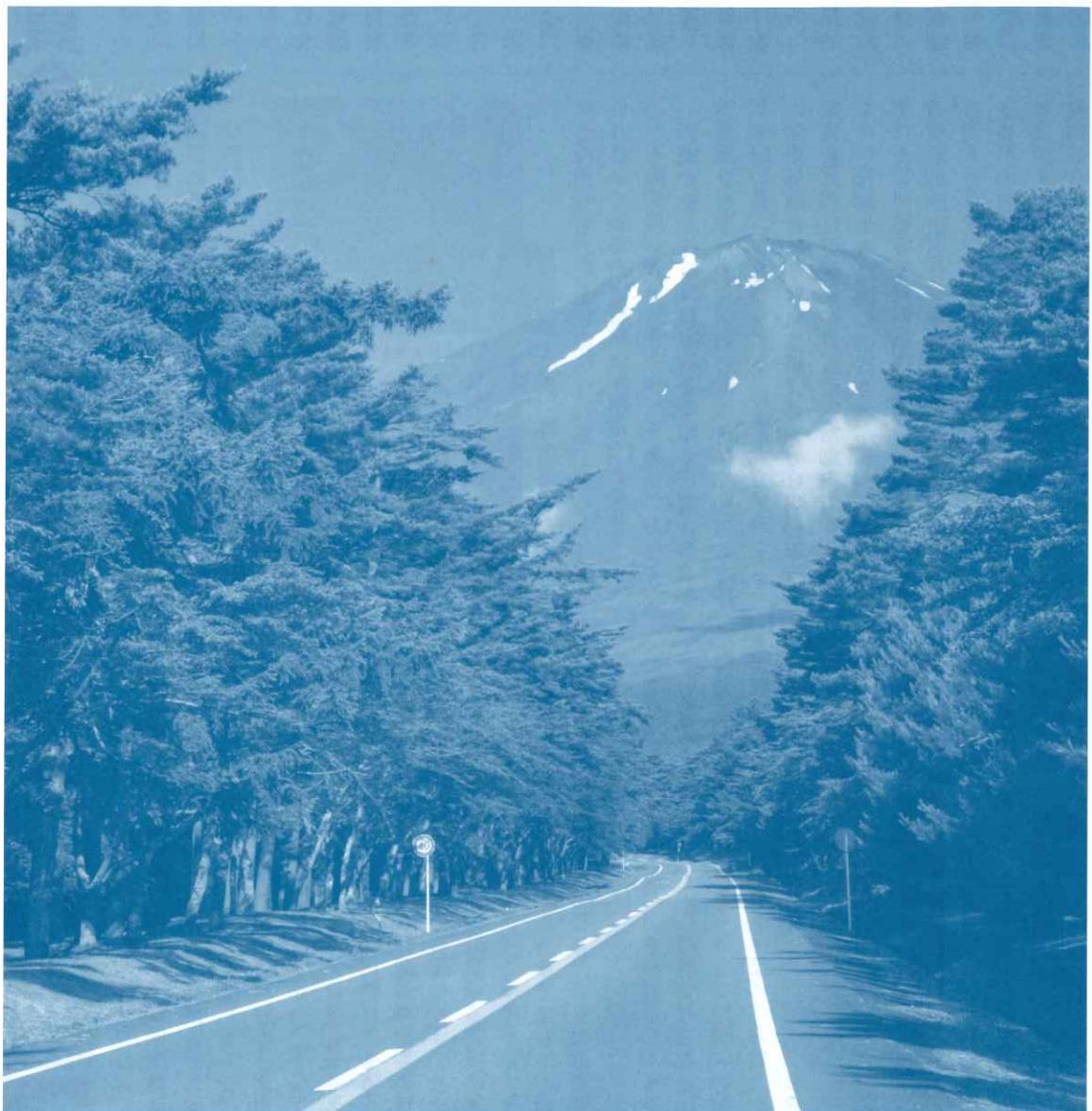


全国社会保険委員会連合会

会報

平成29年9月 第30号



富士山と道

全国社会保険委員会連合会 第25回定期総会

開催報告

平成29年6月7日（水）、全国社会保険委員会連合会第25回定期総会がスタンダード会議室（品川区東五反田）において開催されました。

配付等が提案され、平成29年度予算案とあわせ、両議案とも承認されました。

江原会長代行の開会挨拶に続き、ご来賓の厚生労働省年金局事業企画課課長補佐 今野悟様、厚生労働省保険局保険課長 宮本直樹様、日本年金機構本部相談・サービス推進部長 大塚郁夫様、全国健康保険協会理事 吉森俊和様よりご挨拶をいただきました。

議事に入り、平成28年度事業報告として、①各都道府県社会保険委員会連合会との連携強化、②関係機関との連携、③ブロック会議の開催支援、④「年金シニアライフセミナー」を22都府県44会場で実施（受講1666名）、⑤『全国社会保険委員会連合会会報』の配付（10万4500部）、⑥2016年版『年金・健康保険委員必携』の監修・購入取りまとめ（1万5950部）、⑦参考図書『厚生年金保険の早わかり』の配布（2万部）、⑧ホームページについて等が報告されました。

平成29年度事業計画については、①各社会保険委員会（連合会）の活動が円滑に実施できるよう厚生労働省、日本年金機構、全国健康保険協会に連携強化等を要望していくこと、②ブロック会議の開催支援、③「年金シニアライフセミナー」の開催支援、④『全国社会保険委員会連合会会報』の発行、⑤2017年版『年金・健康保険委員必携』の監修、⑥ホームページの運用・参考図書の強化されるものと期待しております。



全国社会保険委員会連合会
江原 靖幸 会長代行

江原会長代行挨拶（要旨）

本日は、皆様に

は大変お忙しい中、遠路ご出席いただき誠にありがとうございます。また、

厚生労働省、日本年金機構ならびに全国健康保険協会からもご出席いただき第25回定期総会が開催できましたこと、心から感謝申し上げます。

皆様には、経済環境の厳しい中も当連合会の事業実施ならびに委員活動の活性化に格別のお力添えを賜わり、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省年金局におかれましては、毎年、年度当初に「年金委員の重点的な活動内容等について」を日本年金機構に通知され、日本年金機構本部はこの通知を受け、「平成29年度年金委員活動支援事業の取組方針」を各年金事務所に通知されたり願い申し上げ、ご挨拶とします。

来賓挨拶（要旨）

厚生労働省年金局挨拶

年金委員の皆様におかれましては、日頃から公的年金事業の円滑な推進および制度の普及啓発にご尽力いただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

厚生労働省保険局からは、本年も健康保険委員に対する大臣表彰が予定され、当連合会に協力要請があり、各県連合会へお知らせしました。各县の皆様におかれましても趣旨ご理解のうえ積極的に推薦・ご協力をお願ひいたします。

当連合会いたしましては、今後とも、各社会保険委員会・連合会の活動が円滑にできるよう皆様方からご意見をいただき、関係機関と連携を図り、積極的に対応してまいる所存です。社会保険事業を取り巻く諸事情は、度重なる制度改正等で難しい状況ではあります、このようなときこそ年金委員・健康保険委員の力を結集して、社会保険事業の円滑な運営に寄与したいものと考えております。

皆様方のさらなるご尽力をお願いし、また、厚生労働省をはじめ日本年金機構ならびに全国健康保険協会等関係団体のさらなるご指導・ご支援をお願い申し上げ、ご挨拶とします。



厚生労働省年金局
事業企画課課長補佐
今野 悟様

昨年の臨時国会で年金受給資格期間を從来の25年から10年に短縮する法律が成立しました。現在、日本年金事務所の窓口で請求手続きをいただいているところです。

金機構では新たに年金の受給対象となる方へ年金請求書の送付を行つており、届いた方から順次年金事務所の窓口で請求手続きをいただいているところです。

厚生労働省および日本年金機構においては、で

きるだけ多くの方に年金を受給していただけるよう、今回の制度改正の目的や年金の請求に必要な手続きについてホームページで周知するとともに、政府広報として「年金ニュース」を1700万部ほど作成して全国の医療機関、薬局、金融機関などに配布するなど、周知に取り組んでいるところです。

厚生労働省保険局挨拶



厚生労働省保険局
保険課長
宮本 直樹様

日頃より社会保

険事業の円滑な運営に多大なご協力を賜り、この場をお借りして感謝申し上げます。

年金委員の皆様におかれましても、今回の制度改正の内容について、従業員や近隣の方に周知していた方があいまざと、日本年金機構から黄色の封筒が届いた方がいましたら、必ず請求手続きをとるように促していただきよう、ご協力をお願ひします。

また、昨年10月から従業員501人以上の事業所を対象に短時間労働者への社会保険の適用拡大が始まりました。該当する事業所に事前のお知らせを送付するなどにより、平成29年1月末時点当初見込みの25万人を超える28万人が被保険者となつております。

本年4月からは、さらに労使合意に基づき、従業員500人以下の事業所においてもその適用が

可能になりました。事業主向けの社会保険加入のメリットをお知らせするチラシやホームページなどを活用して制度の周知を行い、さらなる適用拡大を進めてまいります。

制度改革の円滑な実施には、国民の皆様の制度への正しい理解と納得が必要不可欠であり、年金委員の皆様にご協力いただいている周知活動は、重要な役割を担つております。全委連はその唯一の全国組織として、委員の皆様の日々の活動が円滑かつ活発に行われるために不可欠な存在であると認識しております。

厚生労働省および日本年金機構といたしましては、年金委員の皆様が活動をより活発に行っていただけるよう、今後ともご支援・ご協力をさせていただいく所存であります。

また、今年度は第1期データヘルス計画の最終年であり、各保険者ではそれぞれの実情に応じて展開した事業の振り返りと新たな計画の作成を行う、節目の年となります。現在のデータヘルス計画では、健康宣言の取り組みや事業所カルテなど事業所と保険者が連携・協働で健康づくりを行う「コラボヘルス」について、さまざまな取り組みをしていただいたと承知しておりますが、大企業と比較して、従業員1人1人が重要な役割を担っている中小企業においては、従業員の健康に対する事業主の意識が高いとはいえません。

協会けんぽには、より積極的にコラボヘルスに挑戦していただくようにお願いをしているところですが、皆様方におかれましても引き続きご協力を賜りますようお願いするとともに、それぞれの事業所での取り組みにも期待したいと考えております。

わが国は、超高齢社会における医療保険制度の持続可能性を確保するため、制度の見直しが急務であります。現在、保険者機能の抜本的な強化に向けた実効的な施策として、①保険者の取り組みを促す観点から、後期高齢者支援金の加算減算制度におけるインセンティブの強化、②全保険者における特定健康診査・特定保健指導の実施率を今

年度実績から公表すること、③各保険者の健康状態などをスコアリングして事業主に通知すること等について検討しております。平成30年度より次期医療計画や医療費適正化計画、介護保険事業計画、第2期データヘルス計画等が一齊に実施されることから、今年度はこれらの計画策定に関係して、国だけでなく、保険者においても活発な議論がされると考えております。

多大な尽力をされた健康保険委員に対し、健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰を毎年実施しているところです。皆様にご協力をいただいたおかげで、昨年度は32名の健康保険委員の方々に表彰状を伝達させていただくことができました。今年度の大蔵表彰につきましては、現在、協会支部において表彰候補者を選考いただいているところであります。

表彰時期は昨年度と同様に11月を予定しております。今後、国的重要課題である特定健診・特定保健指導の推進、ジェネリック医薬品の使用促進、データヘルス計画の着実な実施という目的を達成するにあたっては、保険者および事業主の役割もさることながら、事業所におられる健康保険委員のご協力がますます必要となることから、この大臣表彰が一層ご活躍されるための一助となればと考えております。引き続き、ご協力いただきますよう、何卒よろしくお願ひいたします。



日本年金機構本部
相談・サービス推進部長

大塚 郁夫様

日本年金機構挨拶

日本年金機構本部
相談・サービス推進部長
大塚 郁夫様
全国社会保険委員会連合会ならびに会員の皆様には、公的年金制度の運営にあたり、格段のご理解とご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げま

す。また、社会保険委員の皆様には、高い使命感のもと各制度の健全な発展と企業やその従業員の皆様の福祉の向上にご尽力され、国民生活を支え

られておられることに深く敬意を表します。

現在、日本年金機構では、さまざまな改革に取り組んでおります。従来、各県ごとに置いていた事務センターは順次統合を進めてまいりますこと

に加え、この4月には長年の懸案であった障害年金業務の全国集約が完成いたしました。また、年金事務所の厚生年金の適用および徴収部門の強化

を目的として、特定の年金事務所にその機能を集約することも進めております。

年金相談の取り組みにおいては、お客様の相談の利便性向上を図るため、平成28年10月からすべての年金事務所において予約相談を導入しました。また、街角の年金相談センターにおいても、平成29年4月から予約相談を実施しております。予約制の導入によりお客様のご都合にあわせたスマートな相談が可能となり、相談員が相談内容にあつた事前準備を行い、丁寧に対応することでお客様サービスの向上が期待できます。

ご承知のとおり、今年2月末から資格期間が10年以上25年末満の方を対象にターンアラウンド方式による年金請求書を順次お送りしておりますが、その中で予約相談のご案内を行うとともに、日本年金機構のホームページでもご案内しております。本施策については、日本年金機構として組織をあげて対応していくこととしており、全国社会保険委員会連合会の皆様におかれましては、本趣旨をご理解いただき、ぜひ予約相談の周知にご協力ををお願いいたします。

日本年金機構を取り巻く情勢やお願いごとなど縷々申し上げましたが、社会保障制度の中核である公的年金制度の運営業務を担っている日本年金

機構といたしましては、制度を適切に運営し、国民の皆様の年金権を守り、社会の安定に資するため、全職員一丸となって職務に邁進する所存です。

全国社会保険委員会連合会ならびに会員の皆様をはじめ、本日、ご参集の皆様におかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。



全国健康保険協会理事
吉森 俊和様

ご列席の各都道府県社会保険委員会連合会の皆様方、健康保険委員会の皆様方には日頃から協会けんぽの事業に多大なご支援・ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

協会けんぽは、都道府県単位で保険者機能を發揮し、加入者・事業主の皆様方の利益実現を図ることを目的として平成20年10月に発足し、本年10月で10年目の節目を迎えます。加入事業所および加入者の数は近年増加の一途をたどっており、本年3月末時点でも199万事業所を超え、加入者は3807万人、日本の人口の3・3人に1人の割合で加入いただいている最大の医療保険者です。

皆様ご承知のとおり、少子高齢化の進展により、人口の減少、特に社会保障の支え手である現役世代が減少し、団塊世代が後期高齢者となる2002年には国民の3人に1人が65歳以上となります。社会保障制度を取り巻く環境はより一層厳しくな

り、制度の持続可能性の確保が喫緊の課題となっています。そこで、平成30年度には地域医療構想に基づく具体的取り組みや、次期医療計画・介護保険事業計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、次期医療費適正化計画、国民健康保険制度の都道府県化などが一斉にスタートします。協会けんぽも医療保険者として、医療審議会や医療費適正化に関する協議会等に参画し、種々意見発信を行っているところです。

さて、平成29年度は、第1期データヘルス計画の最終年度であり、これまでの取り組み等を確実に実施する総仕上げとして検証を行い、第2期データヘルス計画の策定・実施につなげていく重要な年度です。その主要推進項目は、①支部毎の特性を踏まえた特定健診・特定保健指導の実施率の向上、②健康宣言事業などのコラボヘルスの推進、③糖尿病重症化予防などの重症化予防の推進、の3つです。とりわけ「健康宣言事業などのコラボヘルスの推進」への取り組みについては、各事業所での健康保険委員の皆様のご理解とお力添えが計画達成への重要なポイントと考えております。

先にも触れましたが、我が国の急速な少子化と相まって生産年齢人口の減少は進み、今後、企業の人的資源はますます限られてきます。また、過度な時間外労働やそれに伴う過労死などが社会的な問題となっています。そうした中、従業員の健康保持・増進への取り組みが、将来的に収益性等を高める投資であると考える「健康経営」が注目されてきています。

協会けんぽ加入事業所199万社のうち、本年3月末には1万318社の事業主様が自らの企業

理念に基づき、従業員等への健康投資を積極的に行うと「健康宣言」されています。今年度、協会けんぽでは全47支部において健康宣言事業に取り組み、宣言をされた事業主様へのサポートを的確かつ着実に行ってまいります。

医療費適正化の観点では今年度も引き続き、「事業所を退職された方の保険証の早期回収」を重点施策として取り組んでまいります。被用者保険の各保険者が発行する保険証が医療機関で使用できるのは退職日までで、退職の際には事業所に保険証を返却していただくこととなっています。事業所への保険証返却を忘れ、資格喪失後に保険証を使用して医療機関を受診された場合、かかった医療給付費は後日返納いただることになります。

ちなみに平成28年度における資格喪失後の受診による返納金の額は35億円にのぼり、27年度と比べて5億円増加、その回収には種々努力していますが、残念なことに19億円程度と54%しか回収できていません。皆様からの大切な保険料をお預かりしている身としては、この回収率の向上は大きな課題と捉えています。返納金の回収も重要な業務ですが、そもそも返納金の発生を防ぐことがなにより重要であり、そのためには事業所を退職した際に保険証の返却を確実に行っていたらこそが最善の防止策であると考えます。ご列席の皆様には、この保険証の返却にご理解をいただき、各職場においてお口添えいただくなど確実な履行に向けたご協力ををお願い申し上げます。

協会けんぽが医療保険者としての役割を十分發揮していくためには事業主・加入者の皆様と連携を図ることがなによりも重要であります。林秀夫前会長と同様にご理解・ご協力を賜ります。

われわれ社会保険委員は、永年にわたり社会保険事業の推進役として、社会保険委員会として組織化を図り、お互いの情報交換と資質向上に努め、加入者や事業主の立場から事業運営をサポートしてまいりました。

今日、高齢社会を迎え、社会保険制度を取り巻く社会経済状況の変化は著しく、制度の持続可能性を追求する度重なる制度改革が行われる中、社会保険委員の活躍が期待されております。事業運営組織が年金保険と医療保険に2分化され、委員としての活動の難しさがありますが、皆様と力をあわせて、厚生労働省をはじめ関係機関との情報交換等連携を積極的に推進し、委員活動の一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、



全国社会保険委員会連合会 会長選任挨拶
山本 萬造 でございま
す。

ためには橋渡し的な役割を担つていただいている健康保険委員の皆様のお力添えが必要かつ、その役割はますます重要になると考えています。各都道府県社会保険委員会連合会の皆様におかれましては、引き続き協会けんぽへより一層のご支援ご協力を賜りたいと存じます。

全国社会保険 委員会連合会役員

(平成29年7月1日現在)



副会長
北海道社会保険委員会
連合会会长

井川 康治



会長
東京都年金委員会
連合会会长

山本 萬造



副会長
福岡県社会保険委員会
連合会会长

亀川 聰



副会長
広島県社会保険委員会
連合会会长

鈴山 茂人



副会長
大阪府社会保険委員会
連合会会长

金子 千万利



副会長
愛知県社会保険委員会
連合会会长

村井 茂樹



副会長
埼玉県社会保険委員会
連合会会长

江原 靖幸



理事
滋賀県社会保険委員
連合会会长

嶋林 一彦



理事
富山県社会保険委員会
連合会会长

西村 博邦



理事
新潟県社会保険委員会
連合会会长

野瀬 邦生



理事
宮城県社会保険委員会
連合会会长

渡邊 守



常務理事
学識経験を
有する者

三枝 寛



監事
(一社)全国社会保険協会
連合会顧問

藤田 信明



監事
静岡県社会保険委員会
連合会会长

若山 幸信



理事
(一財)社会保険協会
理事

増田 勝



理事
鹿児島県社会保険委員会
連合会会长

有村 忠洋



理事
徳島県社会保険委員会
連合会会长

喜多 義文

日本年金機構と協会けんぽから社会保険委員の皆様へ

① 被保険者が常時500人以下の事業所に勤務する短時間労働者の適用拡大について

❖ 500人以下の企業等における短時間労働者の適用拡大が図られました

平成28年10月から厚生年金保険等の適用対象者が拡大となり、週20時間以上働く短時間労働者で、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の企業等の適用拡大が図られました。

また、平成29年4月から「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、常時500人以下の企業等においても「労使合意」に基づく適用拡大が図られました。

新たに適用拡大となる事業所は、次のア又はイに該当する、被保険者数が常時500人以下の事業所です。

- ア 労使合意に基づき申出をする法人・個人
- イ 地方公共団体に属する事業所

※国に属する全ての事業所については平成28年10月から適用拡大を開始しています。

双方の適用拡大に伴い、次の要件に該当する

短時間労働者について厚生年金保険等の適用対象となりました。

勤務時間・勤務日数が、常用雇用者の4分の3未満で、次の①～④の全ての要件に該当する者

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が8・8万円以上であること
- ④学生でないこと

※今回の制度改正は、老齢基礎年金などの老齢年金が対象となります（遺族年金及び障害年金の受給要件に変更はありません）。

※年金額は、保険料を納付した期間に応じて決まります。

② 年金受給資格期間の短縮について

❖ 年金を受けとるために必要な期間が10年になりました

平成29年8月1日より、年金を受けとるために必要な期間（以下「保険料納付済等期間」という。）が25年から10年に短縮されました。

平成29年8月1日以降に支給開始年齢に到達する方については、支給開始年齢に到達する3か月前に保険料納付済等期間が10年以上ある場合に、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書（事前送付用）」を日本年金機構からご本人あてに送付します。

※年金請求書の受付は、支給開始年齢になつてからです。

なお、今回の制度改革により、平成29年8月

1日時点で新たに年金受給権が発生する方に對しては、平成29年2月末から7月上旬にかけて、黄色の封筒で「年金請求書（短縮用）」を日本年金機構からご本人あてに送付しましたが、まだ手続きをされていない場合は速やかな手続きをご案内ください。

❖ 保険料納付済等期間が10年に満たない場合でも年金を受けとれる可能性があります

保険料納付済等期間が10年に満たない場合は原則、年金を受給できませんが、国民年金の任意加入制度や後納制度により保険料納付済等期間を増やすことで、保険料納付済等期間が10年を満たすことが可能となり、年金を受けとれるようになる場合もあります。

また、過去に「ねんきん特別便」などを受けとられ、まだ確認いただいている未統合の年金記録をお持ちの場合でも年金記録を統合することで年金を受けとれる場合があります。

ご不明な点がある場合や年金記録のご相談はご案内ください。

「ねんきんダイヤル（0570-05-1165）」

快適な職場づくりの第一歩は、 従業員の皆様の健康管理から始まります



全国健康保険協会（協会けんぽ）では、加入者の皆様の健康管理及び健康増進を図るため、保健師・管理栄養士が事業所様にお伺いし、生活習慣病のリスクがある方にその予防のためのサポート「特定保健指導」を無料で実施しています。特定保健指導を受けていただきましたと、

の支援コースについてお知らせし、保健指導の日程調整をさせていたしました。（※特定保健指導に関する個人情報については、協会けんぽと事業所様との間で共同利用をいたします。共同利用を希望されない場合はお手数ですが、ご加入の協会けんぽ支部までご連絡ください。）

● 健診結果の見方がわかる

- 生活習慣の改善方法がみつかる
- 生活習慣病の予防につながる
- 気軽に健康相談ができる

など、たくさんのメリットがあります。

また、従業員の皆様の健康維持・増進は、生産性の向上や企業のイメージアップなど「健康経営」の実践にもつながります。対象となる方がいらっしゃる場合は是非ご利用ください。

なお、協会けんぽが特定保健指導を行うにあたり、対象となる従業員様のお名前※、特定保健指導

健康保険委員の皆様におかれましては、事業主様、従業員様、そして、協会けんぽを結ぶ重要なパートナー役を担つていただいております。

年金委員（職域型）・健康保険委員委嘱者数

（年金委員は平成29年4月1日、健康保険委員は平成29年6月30日現在）

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	4,506人	5,500人
2	青森県	1,486人	1,522人
3	岩手県	2,300人	2,072人
4	宮城县	2,568人	3,026人
5	秋田県	1,499人	1,441人
6	山形県	1,762人	2,041人
7	福島県	2,284人	2,654人
8	茨城県	2,328人	3,133人
9	栃木県	1,820人	1,634人
10	群馬県	1,957人	1,629人
11	埼玉県	2,901人	2,933人
12	千葉県	2,592人	1,636人
13	東京都	6,489人	7,548人
14	神奈川県	3,238人	2,913人
15	新潟県	4,299人	2,414人
16	富山县	2,341人	2,374人
17	石川県	1,371人	1,987人
18	福井県	1,727人	2,140人
19	山梨県	1,242人	1,287人
20	長野県	4,213人	3,741人
21	岐阜県	2,267人	2,297人
22	静岡県	5,317人	5,904人
23	愛知県	5,012人	11,743人
24	三重県	1,584人	1,925人

	都道府県	年金委員	健康保険委員
25	滋賀県	1,225人	1,269人
26	京都府	1,159人	1,884人
27	大阪府	3,914人	2,244人
28	兵庫県	2,424人	1,910人
29	奈良県	926人	1,207人
30	和歌山县	1,105人	1,288人
31	鳥取県	1,159人	1,826人
32	島根県	1,124人	1,538人
33	岡山県	3,485人	3,189人
34	広島県	3,920人	4,484人
35	山口県	2,247人	1,898人
36	徳島県	1,173人	1,429人
37	香川県	2,462人	2,421人
38	愛媛県	2,591人	2,698人
39	高知県	1,268人	1,333人
40	福岡県	5,011人	3,215人
41	佐賀県	1,513人	1,453人
42	長崎県	1,590人	1,602人
43	熊本県	2,172人	3,068人
44	大分県	1,542人	1,604人
45	宮崎県	2,292人	2,122人
46	鹿児島県	1,711人	1,837人
47	沖縄県	1,260人	2,055人
	合計	114,376人	123,068人